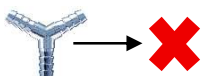


イベント(露店等)での火災予防について

十日町地域消防本部
予防課 ☎ 757-1557

【ホース】

- ひび割れ劣化等がないかを確認する。
- ホースと火気使用器具は、ホースバンドで固定する。
- ホースの三つ又分岐は厳禁。



【ボンベ】

- 火気から離れた※2 直射日光の当たらない、風通しの良い場所に設置する。
- 安定した場所に固定する。



【台等】

- 安定した不燃性の台等を使用する。
- 台が不燃性でない場合は、金属製以外の不燃性の物※1の上に置く。

1 m 以上

【火気使用器具】※IH 調理器を含む

- 周囲は常に整理し、燃えやすいもの（アルコール消毒液など）とは、十分な距離をとる。
- 周囲の建築物、可燃物とは、側方、後方 15cm 以上、上方 1m 以上の距離をとる。
- ついたてを設置する場合、段ボールなどの可燃物は使用しない。
- カセットこんろは、2 台以上並べて使用しない。また、鍋等でボンベ部分を覆わない。

【消火器】

- 10 型以上の業務用消火器を 1 本以上用意する。（製造から 10 年以内であり、容器の腐食がなく、安全ピンが付いているものとする。）
- 事前に操作方法を確認する。



【ガソリン携行缶】

- 専用の金属容器を使用する。
- 火気から離し、直射日光を避けて風通しの良い場所で保管する。
- 開栓時は圧力調整ねじを緩め、圧力を抜く。



【発電機】

- 安全な場所に設置する。
- 運転中の給油は絶対しない。
- 給油する場合は、エンジンを止め、周囲に人及び火気がないことを確認し、風通しのよい場所で給油する。



※1 難燃材料以上のもので、台に熱が直接伝わらない範囲の大きさとする。（例：7 mm 以上の厚さのせっこうボード、コンクリートブロック等）

※2 火気との距離を 2 m 以上離すか、不燃性の物（※1 参照）で遮蔽する。

露店等の安全チェックリスト

屋外で火気使用器具（コンロ等）を露店や屋台等において使用する場合は、下記の事項をチェックしましょう。

1 消火器について。

☐	消火器を設置する（製造から10年以内の業務用消火器10型以上を設置する。）。
☐	消火器本体の腐食、劣化及び安全ピンの取付状態を確認する。
☐	消火器の操作方法を確認する。

2 火気使用器具等について ※IH調理器も同じ。

☐	火気使用器具の周囲は、常に整理及び清掃に努める。 ※アルコール消毒液などを使用する際は、安全な距離をとる。
☐	火気使用器具は、周囲の可燃物から15cm以上、上方1m以上の距離を保つ。 ※ただし、この距離で火災危険が生じる場合は、必要な距離をとる。
☐	地震等による、器具の転倒、落下及び周囲の可燃物が落下するおそれがないか確認する。
☐	不燃性の床上又は台上で使用する。台が木製等の場合は、器具を使用する範囲以上の大きさの石膏ボード、コンクリートブロック等を敷く。
☐	カセットコンロを使用する場合、2台以上並べての使用や、コンロを覆うような鉄板や鍋を使用しない。

3 LPガスの使用について

☐	ボンベは、火気から2m以上離れた直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置する。
☐	ボンベと火気が2m以内にあるときは、火気をさえぎる措置をとる。
☐	ボンベは、安定した場所に転倒しないように固定する。
☐	ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等劣化のない専用のものを使用する。
☐	火気使用器具とホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定する。
☐	1本のボンベから2以上の器具に分岐させる場合は、それぞれに開閉弁を設ける。
☐	使用後は、器具栓だけでなく元栓も閉じる。

4 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

（１）保管・取扱いの一般的注意事項

☐	ガソリンの保管は、 <u>40ℓ未満</u> の必要最小限の量とする。 ※40ℓ以上保管する場合は、届出や条例による規制対象となる。
☐	ガソリン等の保管・取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。
☐	容器は、消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める。
☐	容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない風通しの良い床面で保管する。
☐	ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客等から十分に安全な距離をとる。
☐	容器を開口する際は、圧力調整弁を適正に操作して圧力を抜く。

(2) 発電機の使用

☐	ガソリン等を燃料とする発電機を使用する場合は、安全な場所に設置し、管理するとともに、必要に応じロープ等により観客等と区画する。
☐	燃料の給油は、使用開始前に十分に行っておく。
☐	やむを得ず途中で給油する場合は、エンジンを止め、エンジンが十分に冷却されていることを確認してから、風通しがよく、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で給油する。また、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認する。

【お問い合わせ】

十日町地域消防本部・署	予防課	電 話：757-1557
	南分署	電 話：765-2480
	しぶみ分署	電 話：597-2310